

平成12年の「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」 施行状況について

平成12年1月から12月までの「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下「バーゼル法」という。)の施行状況は以下のとおりであった。

1. 特定有害廃棄物等の輸出入に係る承認状況

()内は平成11年の実績

我が国からの輸出について			我が国への輸入について		
相手国への通告	11件 (6)	19,292ト (7,400)	相手国からの通告	15件 (23)	7,874ト (11,753)
輸出の承認	8件 (6)	7,448ト (12,900)	輸入の承認	19件 (20)	10,231ト (8,579)
輸出移動書類の交付	51件 (39)	2,090ト (2,926)	輸入移動書類の交付	90件 (65)	4,382ト (1,939)

通告及び承認については、同様の貨物を複数回数に分けて輸出入する場合には1年分まとめて行うことが可能。また、特定有害廃棄物等の運搬等については、移動書類の携帯が義務付けられていることから、輸出入の都度交付を受ける必要がある。

輸出相手国は、ベルギー、カナダ、ドイツ、英国、中国、韓国及び米国であった。品目については、ハンダのくず、鉛蓄電池のくず、レンズ付フィルム等であり、いずれも銅、鉛、錫等の金属類等の回収や再利用を目的とするものであった。

輸入相手国は、オーストリア、フランス、オランダ、米国、韓国、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイであった。品目については、貴金属の粉、使用済み触媒、ガラスのくず等であり、いずれも銅、銀、鉛等の貴金属等の回収や再生利用を目的とするものであった。また、中国では中和剤吸収剤が処理困難なため、焼却処分を目的に輸入された。

2. バーゼル法に基づく行政処分等の状況

措置命令発出件数 0件(1)

()内は平成11年度の実績

(参考)

1. バーゼル条約及びバーゼル法の制定について

(1) バーゼル条約及びバーゼル法の制定について

1980年代に多発した有害廃棄物の越境移動をめぐる事件を契機として、有害廃棄物の国境を超える移動の問題は、先進国だけでなく、途上国をも含んだ地球規模での対応が必要な問題(いわゆる地球的問題のひとつ)であると認識されるようになった。

このような問題に対処するため、UNEP(国連環境計画)を中心に国際的なルール作りが行われ、1989年(平成元年)3月、有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、また不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分に関するバーゼル条約」(以下「バーゼル条約」という。)が採択された。

バーゼル条約の批准国は、1992年(平成4年)2月5日に条約の発効要件である20カ国に達し、条約は3ヶ月後の同年5月5日に発効した。(2001年5月現在、145カ国1機関で批准/別添1)

----- バーゼル条約の概要 -----

この条約に特定する廃棄物(「有害廃棄物及びその他の廃棄物」)の輸出には、輸入国(通過国を経由する場合には、原則として通過国も含む。)の書面による同意を要する。

締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に押さえ、廃棄物の国内処分施設を確保する等の措置により、廃棄物の国内処分を促進する。

廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。

非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止する。

廃棄物の南極地域への輸出を禁止する。

廃棄物の運搬及び処分は、許可された者のみが行うことができる。

国境を超える廃棄物の移動には、条約の定める移動書類の添付を要する。

廃棄物の国境を超える移動が契約通りに完了することができない場合、輸出国は、廃棄物の引取りを含む適当な措置を取る。

廃棄物の国境を超える移動が発生者又は輸出者による不法取引によって行われた場合、輸出国は廃棄物の引取りを含む適当な措置をとる。

締約国は、廃棄物の処理を環境上健全な方法で行うため、主として開発途上国に対して、技術その他の国際協力を行う。

条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、廃棄物の国境を超える移動に関する二国間又は多数国間の取決めを結ぶことができる。

* 日本は、OECD諸国間で取決めを締結

我が国では、バーゼル条約を実施するために、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下「バーゼル法」という。)を制定。同法は平成4年12月16日に公布され、平成5年12月16日に施行された。(別添2)

(2) 特定有害廃棄物等の輸出入の手続き

バーゼル法の規制対象となる廃棄物等(以下「特定有害廃棄物等」という。)を輸出入しようとする場合は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要である。

輸出手続(別添3)

経済産業大臣は、輸出者から特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、その写しを環境大臣に送付する。

環境大臣は、輸出先国及び通過国に対し、書面による事前通告を送付する。

環境大臣が輸出先国等から同意の回答を得るとともに、環境汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した上で、経済産業大臣は、輸出者に対し、輸出を承認する。

経済産業大臣は、輸出の承認をしたときは、輸出者に対し、速やかに、輸出移動書類を交付する。

輸入手続(別添4)

環境大臣は、輸出国から特定有害廃棄物等の我が国への輸出について書面による通告を受領したときは、その写しを経済産業大臣に送付するとともに、バーゼル法に基づき環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し説明を求め、意見を述べることができる。

環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認の回答を受けたときは、その旨を輸出国に通告する。

経済産業大臣は、輸入の承認をした場合において、承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類の内容が通告の内容と一致することを確認の上、速やかに、輸入移動書類を交付する。

2. 平成12年(2000年:暦年)における特定有害廃棄物等の輸出の状況

(1) 輸出の一連の手続の段階別に区分して輸出案件の処理状況を整理すると以下のようになる。

ア. 輸出承認の申請を受け、環境庁から輸出先国に対する事前通告を行ったものは11件で、その輸出予定量は19,292トンであった。

(平成11年は6件、7,400トン)

イ. 相手国からの輸入同意の回答を得て、通商産業大臣が輸出の承認を行ったものは8件(注1)で、総量は7,448トンであった。

(平成11年は6件、12,900トン)

なお、通告を行った案件で、輸出先国から輸入不同意又は環境保全上の条件付同意の回答を得たものはなかった。

ウ．輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され、通商産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは51件(注2、注3)で、総量は2,090トンであった。

(平成11年は39件、2,926トン)

(2) 輸出案件に係る特定有害廃棄物等の内容は別添5のとおりである。これらは銅、錫、鉛、金、銀、コバルト、タングステン、タンタル等の金属類等の回収や再生利用を目的とするものであり、最終処分を目的としたものはなかった。

* パーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸出货量(輸出移動書類に記入された量)及び輸出の件数(輸出移動書類の交付件数)の経年変化は別添6のとおり。

3.平成12年(2000年:暦年)における特定有害廃棄物等の輸入の状況

(1) 輸入の一連の手続の段階別に区分して輸入案件の処理状況を整理すると、以下のようになる。

ア．相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領したものは15件で、その輸入予定量は7,874トンであった。(平成11年は23件、11,753トン)

イ．輸入者からの輸入承認の申請により通商産業大臣が輸入承認を行い、環境庁から相手国に対し輸入同意の回答を行ったものは19件(注4)で、総量は10,231トンであった。

(平成11年は20件、8,579トン)

ウ．輸入の承認を得たもののうち、実際に輸入され、通商産業大臣が輸入移動書類を交付したものは90件(注2、注5)で、総量は4,382トンであった。

(平成11年は65件、1,939トン)

(2) 輸入案件に係る特定有害廃棄物等の内容は別添7のとおりである。これらは銅、銀、白金、クロム、ニッケル等の金属類等の回収、使用済み蛍光体、ガラス等の再生利用、触媒からの成分の回収等を目的とした輸入がほとんどであった。また、中国より中和剤吸収剤の焼却処分を目的とした輸入が1件行われた。

* パーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸入量(輸入移動書類に記入された量)及び輸入の件数(輸入移動書類の交付件数)の経年変化は別添8のとおり。

注1:平成11年以前に事前通告を行ったもの4件を含む。

注2:一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあっては、通告及び輸出入承認の件数と

移動書類の交付の件数とは一致しない。

注3：平成11年以前に輸出承認を得たもの16件を含む。

注4：平成11年以前に事前通告を受領したもの10件を含む。

注5：平成11年以前に輸出承認を得たもの57件を含む。
